

通所介護 指定基準について(詳細)

○設備に関する基準

食堂兼機能訓練室	<p>【部屋が2つ以上ある場合(各部屋で同時にサービス提供する場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要であるため、最低1部屋に1人職員を配置すること。 ※1つの部屋で1人で見渡せない場合も同様。 <p>【設備がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練に使用できないスペース(動かせない棚等)は面積から除外すること。
各部屋共通	<p>【専用施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備は通所介護の専用施設であること。 ・サービス提供時間内に部外者が立ち入ることは不可。
トイレ、手洗所	<p>【トイレ、手洗所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置は必須。(サービス提供に不可欠であるため)
併設施設	<p>【併設施設について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設の有料老人ホーム等の居住スペース(居室前の廊下等)を通らなければ通所介護施設に入れられないような構造は不可。

○人員に関する基準

生活相談員	<p>【資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有すると認められるもの <ol style="list-style-type: none"> ①大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ②厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者 ③厚生労働大臣指定試験合格者(現在は実施されていない) ④同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの (社会福祉士、精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者)
看護職員	<p>【配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに提供時間を通じて必ず1人は専らサービス提供する職員の配置が必要。 (密接かつ適切な連携を図れば提供時間帯を通じて専従しなくてもよいが、単位ごとの提供時間全て不在は不可) <p>※ただし、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。(別途契約書の整備・及び県への提出が必要)</p> <p>なお「密接、かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。</p>